別　紙－３

Ⅰ　施工体制確認型総合評価落札方式について

　１　ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格（入札説明書（個別事項）８.９　調査基準価格に示す額）に満たないときは、次の様式（別紙-3（追加様式-Ⅰ））の提出を求めるものとする。

ただし、施工体制のヒアリングのための追加資料においては、作成要領にある添付資料の提出を必要としない。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下の場合は、必要に応じて次の様式（別紙-3（追加様式-Ⅰ））の提出を求め、施工体制を確認する場合がある。

別紙-３（追加様式-Ⅰ）及び作成要領について、電子入札システムにより交付しているが、近畿地方整備局ホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\_information/gijutsukanri/nyuusatsu/index.html）にも掲載している。

なお、電子入札システムによる交付は、令和7年度中に終了する予定である。令和8年度からは近畿地方整備局ホームページへの掲載のみとなる予定である。

・施工体制台帳（追加様式I－1）

・資材購入予定先一覧（追加様式I－２）

・機械リース元一覧（追加様式I－３）

・労務者の確保計画（追加様式I－４－１）

・工種別労務者配置計画（追加様式I－４－２）

・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関係（追加様式I－５）

・配置予定技術者名簿（追加様式I－６）

・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加様式I－７－１）

　　　・品質確保体制（品質管理計画書）（追加様式I－７－２）

　　　・品質確保体制（出来形管理計画書）（追加様式I－７－３）

・安全衛生管理体制（安全衛生教育、点検計画、仮設設置計画、交通誘導員配置計画）（追加様式I－８）

・建設副産物の搬出地（追加様式I－９）

　　　・下請予定業者等一覧表（追加様式I－１０）

　　　・ＶＥ提案等によるコスト縮減額調書（追加様式I－１１）

　２　審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、入札説明書（共通事項）８.７の施工体制確認のためのヒアリング、１の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、１の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

　（１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。加えて、技術提案評価型の場合は、技術提案も評価しない。

　（２）品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格から業務委託料に100分の110を乗じた金額を差し引いた額が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額において、直接工事費の90％、共通仮設費の80％、現場管理費の80％、一般管理費等の30％の合計額に100分の110を乗じた額。ただし、業務委託料は含まない。（３）において同じ。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

①　建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（追加様式I－９）

②　安全確保の体制が構築されると認められるか（追加様式I－８）

③　その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（追加様式I－７－１、追加様式I－７－２、追加様式I－７－３）

　（３）施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

また、調査基準価格以上であっても、応札額の内訳が予定価格の内訳の一定割合以下で、必要に応じて追加資料を求めた場合は、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

なお、入札参加者の申込みに係る価格から業務委託料に100分の110を乗じた金額を差し引いた額が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない場合は、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

①　下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（追加様式I－１、追加様式I－１０）

②　施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（追加様式I－２、追加様式I－３、追加様式I－４－１、追加様式I－４－２）

③　配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（追加様式I－６）

　（４）技術提案評価型の場合は、事前に行った技術提案の評価と上記（２）、（３）のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されると認められない場合は、技術提案の評価に係る加算点は、上記（２）、（３）における満点に対する評価結果により得られる評価点の割合を乗じ、小数点第２位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。

Ⅱ　予算決算及び会計令第86条の調査について

１ 　予決令第85条に基づく調査基準価格（入札説明書（個別事項）８.９　調査基準価格に示す額）を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

２ 　入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の６第１項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

３ 　低入札価格調査においては、次に定める様式（別紙-3（追加様式－Ⅱ））の提出及び、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

別紙-３（追加様式-Ⅱ）について、電子入札システムにより交付しているが、近畿地方整備局ホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\_information/gijutsukanri/nyuusatsu/index.html）にも掲載している。

なお、電子入札システムによる交付は、令和7年度中に終了する予定である。令和8年度からは近畿地方整備局ホームページへの掲載のみとなる予定である。

・当該価格で入札した理由（追加様式Ⅱ－１）

・積算内訳書（追加様式Ⅱ－２）

・内訳書に対する明細書（追加様式Ⅱ－２－１）

・施工体制台帳（追加様式Ⅱ－３）

・工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（追加様式Ⅱ－４）

・手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加様式Ⅱ－５）

・手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加様式Ⅱ－５－１）

・配置予定技術者名簿（追加様式Ⅱ－６）

・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（追加様式Ⅱ－７）

・手持ち資材の状況（追加様式Ⅱ－８）

・資材購入先一覧（追加様式Ⅱ－９）

・手持ち機械数の状況（追加様式Ⅱ－１０）

・労働者の確保計画（追加様式Ⅱ－１１）

・工種別労働者配置計画（追加様式Ⅱ－１２）

・建設副産物の搬出地（追加様式Ⅱ－１３）

４ 　低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 直接工事費 | 共通仮設費 | 現場管理費 | 一般管理費等 |
| 90％ | 80％ | 80％ | 30％ |

５ 　３に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、４に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して７日以内に次に定める様式（別紙-3（追加様式-Ⅲ））による資料及びその添付書類を提出すること。また、施工体制確認型総合評価においてⅠ.１に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

別紙-３（追加様式-Ⅲ）について、電子入札システムにより交付しているが、近畿地方整備局ホームページ（https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\_information/gijutsukanri/nyuusatsu/index.html）にも掲載している。

なお、電子入札システムによる交付は、令和7年度中に終了する予定である。令和8年度からは近畿地方整備局ホームページへの掲載のみとなる予定である。

・当該価格で入札した理由（追加様式Ⅲ－１）

・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（追加様式Ⅲ－２－１）

・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（追加様式Ⅲ－２－２）

・一般管理費等の内訳書（追加様式Ⅲ－２－３）

・下請予定業者等一覧表（追加様式Ⅲ－３）

・配置予定技術者名簿（追加様式Ⅲ－４）

・手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加様式Ⅲ－５－１）

・手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加様式Ⅲ－５－２）

・契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（追加様式Ⅲ－６）

・手持ち資材の状況（追加様式Ⅲ－７－１）

・資材購入予定先一覧（追加様式Ⅲ－７－２）

・手持ち機械の状況（追加様式Ⅲ－８－１）

・機械リース元一覧（追加様式Ⅲ－８－２）

・労務者の確保計画（追加様式Ⅲ－９－１）

・工種別労務者配置計画（追加様式Ⅲ－９－２）

・建設副産物の搬出地（追加様式Ⅲ－１０）

・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（追加様式Ⅲ－１１）

・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加様式Ⅲ－１２－１）

・品質確保体制（品質管理計画書）（追加様式Ⅲ－１２－２）

・品質確保体制（出来形管理計画書）（追加様式Ⅲ－１２－３）

・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（追加様式Ⅲ－１３－１）

・安全衛生管理体制（点検計画）（追加様式Ⅲ－１３－２）

・安全衛生管理体制（仮設設置計画）（追加様式Ⅲ－１３－３）

・安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（追加様式Ⅲ－１３－４）

・誓約書（追加様式Ⅲ－１４）

・施工体制台帳（追加様式Ⅲ－１５）

・過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（追加様式Ⅲ－１６）

６　　必要に応じ、５以外の説明資料の提出を求めることがある。

７　　特別重点調査の対象者は、５及び６の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

８　　５の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、５の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として１回に限り再提出等を行うことができる。

９　　５の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10　　特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、４の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11　　５及び６の資料を期限までに提出しない場合又は９の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、近畿地方整備局競争契約入札心得第７条第２項の規定に違反するものとして入札を無効とする。

12　　特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督及び14に記載する工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

13　　特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

14　　特別重点調査を経て契約を行った工事については、工事完成後に行う工事コスト調査を厳格に行う。

15　　特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、追加様式Ⅲ－１４による誓約書など関係情報の通報を行う。

　　　また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を国土交通省及び地方整備局のホームページにおいて公表する。

16　　特別重点調査の結果は、公表することがある。

以　　上